

平成28年第1回大多喜町議会定例会3月会議を開きました。

◎提出された議案の会議結果は次のとおりです。

議案番号	件名及び内容	議決月日	審議結果
同意 第 1 号	大多喜町教育委員会委員の任命について 大多喜町教育委員会委員 5 名の内、識見を有する者から選任されている本吉七太郎氏が 3 月 3 1 日をもって退任することから、後任として宇野輝夫氏を選任することに同意しました。	3 月 3 日	原案 同意
同意 第 2 号	大多喜町教育委員会委員の任命について 大多喜町教育委員会委員 5 名の内、保護者から選任されている加曾利和男氏が 3 月 3 1 日をもって任期満了となることから、後任として中村康之氏を選任することに同意しました。	3 月 3 日	原案 同意
議案 第 1 号	大多喜町過疎地域自立促進計画を定めることについて 本町では、平成 2 2 年に過疎地域の指定を受け、平成 2 3 年度から 5 年間の計画を定め、対策を実施してきており、本年度が計画の最終年度となっています。 そのため、平成 2 8 年度から 5 年間の計画を、第 3 次総合計画の前期基本計画に基づき新たに決めました。	3 月 4 日	原案 可決
議案 第 2 号	行政不服審査法の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について 公平性や制度の使いやすさの向上、救済手段の充実・拡大を図る観点から行政不服審査法が改正され、本年 4 月 1 日から施行されることに伴い下記 6 本の条例を改正しました。 ・大多喜町行政手続条例 ・大多喜町情報公開条例 ・大多喜町個人情報保護条例 ・大多喜町情報公開・個人情報保護審査会条例 ・大多喜町人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 ・大多喜町営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例 施行期日 平成 2 8 年 4 月 1 日	3 月 4 日	原案 可決
議案 第 3 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について 学校歯科医及び学校眼科医の報酬の引き上げ改正を行いました。 また、産業の活性化支援、地域コミュニティーの活性化支援、地域支援の発掘、町の重要施策の推進支援を行う者として地域おこし協力隊員の報酬を新たに決めました。 学校歯科医 73,400 円/年 → 74,200 円/年 学校眼科医 71,700 円/年 → 74,200 円/年 地域おこし協力隊員 月額 200,000 円の範囲内 施行期日 平成 2 8 年 4 月 1 日	3 月 4 日	原案 可決

<p>議案 第4号</p>	<p><u>特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例附則第2条の規定によりなおその効力を有するものとされる同条例第4条の規定による廃止前の大多喜町教育委員会教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</u></p> <p>人事院及び千葉県人事委員会より一般職職員の給料の引き上げが勧告され、これに準じて町長、副町長、教育長の期末手当を引き上げました。</p> <p>また、町長、副町長、教育長の給料を本年3月31日まで25%削減しておりますが、厳しい財政状況が続くことから引き続き来年度も同率を削減することとしました。</p> <p>◎期末手当支給率</p> <p>6月支給 100分の197.5 → 100分の202.5 12月支給 100分の212.5 → 100分の217.5 施行期日 平成27年4月1日</p> <p>◎給料額の減額措置の延長 平成29年3月31日まで</p> <p>町長 761,000円 → 570,000円 副町長 615,000円 → 461,000円 教育長 536,000円 → 402,000円 施行期日 平成28年4月1日</p>	<p>3月4日</p>	<p>原案 可決</p>
<p>議案 第5号</p>	<p><u>大多喜町一般職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</u></p> <p>人事院及び千葉県人事委員会勧告に基づき民間格差0.85%を埋めるため、行政職及び介護職給料表の引上げ改定を行いました。</p> <p>また、勤勉手当の支給割合の改定等を行いました。</p> <p>◎平成27年度 一般職 勤勉手当</p> <p>6月支給 100分の75 → 100分の75 12月支給 100分の75 → 100分の85 施行期日 平成27年4月1日</p> <p>◎平成28年度 一般職 勤勉手当</p> <p>6月支給 100分の75 → 100分の80 12月支給 100分の85 → 100分の80 施行期日 平成28年4月1日</p>	<p>3月4日</p>	<p>原案 可決</p>
<p>議案 第6号</p>	<p><u>固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例の制定について</u></p> <p>行政不服審査法及び同法施行令の改正に基づく条文整理と、本条例で定めている手数料及び減免規定等を行政不服審査関係手数料条例に基づく額とするために、手数料の徴収・減免規定を条文に加えました。</p>	<p>3月4日</p>	<p>原案 可決</p>

	<p>閲覧 200 円/件 写しの交付 200 円/件 20 円/枚 施行期日 平成 28 年 4 月 1 日</p>		
議案 第 7 号	<p><u>大多喜町過疎地域固定資産税課税免除条例の一部を改正する条例の制定について</u> 大多喜町過疎地域自立促進計画が、平成 28 年 4 月 1 日から新たに 5 年間計画されたことから、本条例附則で定めている失効期日を 5 年間延長し、平成 33 年 3 月 31 日に改正しました。 施行期日 公布の日</p>	3 月 4 日	原案 可決
議案 第 8 号	<p><u>大多喜町一般廃棄物処理施設建設基金条例の制定について</u> 広域ごみ処理施設の建設が休止になったことから、将来の施設整備に係る財源の確保を図るため基金を設置するものです。 設置目的の表現を改める必要が生じたため町長から議案を撤回しました。</p>	3 月 4 日	撤回
議案 第 9 号	<p><u>大多喜町行政不服審査関係手数料条例の制定について</u> 行政不服審査法が改正されたことに伴い、審査請求した書類に関して、閲覧するだけでなく写しの交付を請求できるようになったことから、本件に係る手数料条例を新たに制定しました。 閲覧 200 円/件 写しの交付 200 円/件 20 円/枚 施行期日 平成 28 年 4 月 1 日</p>	3 月 4 日	原案 可決
議案 第 10 号	<p><u>大多喜町介護予防・生活支援事業等利用者負担金徴収条例の一部を改正する条例の制定について</u> 介護報酬の改定により町で定めている負担金徴収条例を改定するもの（介護報酬の 10 分の 1 が利用者負担）の他、従来 2 区分に分割されていた生活管理指導員派遣事業（生活援助・身体介護）を一本化するために条例を改正しました。 軽度生活援助事業 20 分以上 45 分未満 190 円→180 円 45 分以上 70 分未満 230 円→220 円 70 分以上 230 円+30 分 80 円→220 円+30 分 80 円 生活管理指導員派遣事業 20 分以上 45 分未満 190 円→180 円 45 分以上 70 分未満 230 円→220 円 70 分以上 230 円+30 分 80 円→220 円+30 分 80 円 施行期日 平成 28 年 4 月 1 日</p>	3 月 4 日	原案 可決
議案 第 11 号	<p><u>大多喜町企業誘致及び雇用促進に関する条例の一部を改正する条例の制定について</u> 町内に新設（増設）等をする事業者に対し固定資産税の優遇措置等を定めている本条例について平成 28 年 3 月 31 日で失効することから、5 年間延長し、平成 33 年 3 月 31 日までとしました。 施行期日 公布の日</p>	3 月 4 日	原案 可決

議案 第12号	<p>大多喜町水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>勝浦市から給水されていた川畑の一部の地域について、今後大多喜町が給水を行うこととなったことから、水道の給水区域を定めている本条例において、給水区域から除かれていた川畑の一部を削除し給水区域としました。</p> <p>また、併せて伊藤と標記されていた区域について横山に改正しました。</p> <p>施行期日 平成28年4月1日</p>	3月4日	原案 可決																				
議案 第13号	<p>大多喜町消防団員の定員、任免、給水、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について</p> <p>機能別団員については、消防団の行事等、団員が平常時に行う活動には原則参加しないこととなっていることから、報酬の引き下げを行いました。</p> <p>報酬年額 32,000円 → 11,000円</p> <p>施行期日 平成28年4月1日</p>	3月4日	原案 可決																				
議案 第14号	<p>平成27年度大多喜町一般会計補正予算(第9号)</p> <p>既定の歳入歳出予算の総額に、2,255,266千円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,697,834千円としました。</p>	3月4日	原案 可決																				
議案 第15号	<p>平成27年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計補正予算(第1号)</p> <p>既定の歳入歳出予算の総額から、16,082千円を減額し、歳入歳出予算の総額を40,397千円としました。</p>	3月4日	原案 可決																				
議案 第16号	<p>平成27年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)</p> <p>既定の歳入歳出予算の総額に、53,038千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,622,806千円としました。</p>	3月4日	原案 可決																				
議案 第17号	<p>平成27年度大多喜町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)</p> <p>既定の歳入歳出予算の総額に、1,376千円を追加し、歳入歳出予算の総額を110,267千円としました。</p>	3月4日	原案 可決																				
議案 第18号	<p>平成27年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第4号)</p> <p>既定の歳入歳出予算の総額に、54,585千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,138,059千円としました。</p>	3月4日	原案 可決																				
議案 第19号	<p>平成27年度大多喜町水道事業会計補正予算(第3号)</p> <p>【収益的収入及び支出】 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(既決予定額)</th> <th>(補正予定額)</th> <th>(計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>収入</td> <td>501,167</td> <td>△511</td> <td>500,656</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>499,511</td> <td>5,672</td> <td>505,183</td> </tr> </tbody> </table> <p>【資本的収入及び支出】 (単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>(既決予定額)</th> <th>(補正予定額)</th> <th>(計)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	収入	501,167	△511	500,656	支出	499,511	5,672	505,183		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)					3月4日	原案 可決
	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)																				
収入	501,167	△511	500,656																				
支出	499,511	5,672	505,183																				
	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)																				

	<table> <tr> <td>収入</td> <td>91,318</td> <td>△63,000</td> <td>28,318</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>222,290</td> <td>△63,051</td> <td>159,239</td> </tr> </table>	収入	91,318	△63,000	28,318	支出	222,290	△63,051	159,239						
収入	91,318	△63,000	28,318												
支出	222,290	△63,051	159,239												
議案 第20号	<p><u>平成27年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第2号)</u></p> <p>【収益的収入及び支出】 (単位：千円)</p> <table> <tr> <td></td> <td>(既決予定額)</td> <td>(補正予定額)</td> <td>(計)</td> </tr> <tr> <td>収入</td> <td>300,625</td> <td>△10,094</td> <td>290,531</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>291,063</td> <td>△71</td> <td>290,992</td> </tr> </table>		(既決予定額)	(補正予定額)	(計)	収入	300,625	△10,094	290,531	支出	291,063	△71	290,992	3月4日	原案 可決
	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)												
収入	300,625	△10,094	290,531												
支出	291,063	△71	290,992												
議案 第21号	<p><u>平成28年度大多喜町一般会計予算</u></p> <table> <tr> <td>歳入歳出予算の総額</td> <td>5,692,000千円(当初)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>5,635,120千円(修正後)</td> </tr> <tr> <td>平成27年度当初予算額</td> <td>4,292,000千円</td> </tr> <tr> <td>比較</td> <td>1,343,120千円(31.3%)</td> </tr> </table> <p>※修正内容 ふるさと納税を財源とした高速バス運行補助金 総額56,880千円を0円に減額</p>	歳入歳出予算の総額	5,692,000千円(当初)		5,635,120千円(修正後)	平成27年度当初予算額	4,292,000千円	比較	1,343,120千円(31.3%)	3月16日	修正 可決				
歳入歳出予算の総額	5,692,000千円(当初)														
	5,635,120千円(修正後)														
平成27年度当初予算額	4,292,000千円														
比較	1,343,120千円(31.3%)														
議案 第22号	<p><u>平成28年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計予算</u></p> <table> <tr> <td>歳入歳出予算の総額</td> <td>210千円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度当初予算額</td> <td>56,479千円</td> </tr> <tr> <td>比較</td> <td>△56,269千円(△99.6%)</td> </tr> </table>	歳入歳出予算の総額	210千円	平成27年度当初予算額	56,479千円	比較	△56,269千円(△99.6%)	3月16日	原案 可決						
歳入歳出予算の総額	210千円														
平成27年度当初予算額	56,479千円														
比較	△56,269千円(△99.6%)														
議案 第23号	<p><u>平成28年度大多喜町国民健康保険特別会計予算</u></p> <table> <tr> <td>歳入歳出予算の総額</td> <td>1,581,142千円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度当初予算額</td> <td>1,564,522千円</td> </tr> <tr> <td>比較</td> <td>16,620千円(1.1%)</td> </tr> </table>	歳入歳出予算の総額	1,581,142千円	平成27年度当初予算額	1,564,522千円	比較	16,620千円(1.1%)	3月16日	原案 可決						
歳入歳出予算の総額	1,581,142千円														
平成27年度当初予算額	1,564,522千円														
比較	16,620千円(1.1%)														
議案 第24号	<p><u>平成28年度大多喜町後期高齢者医療特別会計予算</u></p> <table> <tr> <td>歳入歳出予算の総額</td> <td>118,494千円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度当初予算額</td> <td>108,891千円</td> </tr> <tr> <td>比較</td> <td>9,603千円(8.9%)</td> </tr> </table>	歳入歳出予算の総額	118,494千円	平成27年度当初予算額	108,891千円	比較	9,603千円(8.9%)	3月16日	原案 可決						
歳入歳出予算の総額	118,494千円														
平成27年度当初予算額	108,891千円														
比較	9,603千円(8.9%)														
議案 第25号	<p><u>平成28年度大多喜町介護保険特別会計予算</u></p> <table> <tr> <td>歳入歳出予算の総額</td> <td>1,075,739千円</td> </tr> <tr> <td>平成27年度当初予算額</td> <td>1,069,658千円</td> </tr> <tr> <td>比較</td> <td>6,081千円(0.6%)</td> </tr> </table>	歳入歳出予算の総額	1,075,739千円	平成27年度当初予算額	1,069,658千円	比較	6,081千円(0.6%)	3月16日	原案 可決						
歳入歳出予算の総額	1,075,739千円														
平成27年度当初予算額	1,069,658千円														
比較	6,081千円(0.6%)														
議案 第26号	<p><u>平成28年度大多喜町水道事業会計予算</u></p> <p>【収益的収入及び支出】 (単位：千円) 前年度比</p> <table> <tr> <td>収入</td> <td>496,804(△0.7%)</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>489,593(△0.5%)</td> </tr> </table> <p>【資本的収入及び支出】 (単位：千円)</p> <table> <tr> <td>収入</td> <td>54,085(△38.7%)</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>199,550(△9.1%)</td> </tr> </table>	収入	496,804(△0.7%)	支出	489,593(△0.5%)	収入	54,085(△38.7%)	支出	199,550(△9.1%)	3月16日	原案 可決				
収入	496,804(△0.7%)														
支出	489,593(△0.5%)														
収入	54,085(△38.7%)														
支出	199,550(△9.1%)														
議案 第27号	<p><u>平成28年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計予算</u></p> <p>【収益的収入及び支出】 (単位：千円)</p> <table> <tr> <td>収入</td> <td>292,698(△2.6%)</td> </tr> <tr> <td>支出</td> <td>291,942(△2.6%)</td> </tr> </table>	収入	292,698(△2.6%)	支出	291,942(△2.6%)	3月16日	原案 可決								
収入	292,698(△2.6%)														
支出	291,942(△2.6%)														

	【資本的収入及び支出】 (単位：千円) 収入 0 支出 3,855 (32.0%)		
議案 第28号	<u>大多喜町一般廃棄物処理施設建設基金条例の制定について</u> 広域ごみ処理施設の建設が休止になったことから、将来の施設整備に係る財政の確保を図るため基金を設置しました。 施行期日 公布の日	3月16日	原案 可決
議案 第29号	<u>平成27年度大多喜町一般会計補正予算(第10号)</u> 既定の歳入歳出予算の総額に、217,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,914,834千円としました。	3月16日	原案 可決